いわき市（仮称）中期戦略策定支援業務委託仕様書

1　目的

この仕様書は、いわき市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する、いわき市（仮称）中期戦略策定支援業務について、必要な事項を定めることを目的とする。

2　委託期間

契約締結日から令和９年３月19日まで

3　委託業務の内容

いわき市では「誰もが住んでよかった、住み続けたいと思える魅力にあふれたいわき」をまちづくりの理念に掲げており、この実現に向けて、市制60周年の節目を迎える令和８年10月を目途に、市制100年を見据えた都市の将来像として「未来ビジョン」の策定を予定している。

この未来ビジョンの実現に向けた各種取組みを戦略的に推進するため、本市が行う各政策・施策を体系的に整理したうえで、進捗を把握するための指標と概ね５年後の目標値を定めた「（仮称）中期戦略（以下「中期戦略」）」を策定する。なお、中期戦略には令和９年３月末で計画期間の終期を迎える「第２期いわき創生総合戦略」の後継計画となる、次期いわき創生総合戦略を兼ねるものとして策定する。

ついては、中期戦略の策定を確実かつ円滑に行うため、次の業務を委託する。

(1)　現在の政策・施策の構成及び各種指標・目標値の妥当性等の確認・整理・課題の抽出
(2)　中期戦略に次期いわき創生総合戦略を包含するための必要事項の整理、包含作業に向けた提案
(3)　中期戦略に位置づける新たな政策・施策の構成の骨子原案の作成
(4)　(3)に関する各種指標・目標値の設定に向けた助言・提案及び伴走支援
(5)　未来ビジョン策定後の中期戦略との整合に関する確認・課題の抽出・提案
(6)　その他、受託者が提案する事項に関すること
(7)　(1)～(6)に関係する甲との打合せ及び記録の作成等関連業務

4　打合せ協議

本業務の実施にあたっては、業務の進捗状況及び今後の予定などについて定期的に対面又はオンラインでの打合せを行い報告・説明をすること。

また、打合せを行った際は協議録を作成し、甲に提出すること。

5　資料の貸与

甲は、業務遂行上必要な資料で、甲が所有するものについてはこれを貸与する。

6　成果品

成果品は、仕様書３に基づく業務を実施した内容が記載された「業務報告書」とする。

7　提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を、甲の指定する日までに提出しなければならない。

(1)　委託業務着手届
(2)　委託業務完了報告書
(3)　実績報告（仕様書３の成果品を添付すること）
(4)　その他甲が必要と認める書類

8　業務上の留意事項

⑴　本業務の実施にあたって必要となり取得する財産は、取得価格又は効用の増加価格が 10 万円未満であること。なお、10 万円を超える備品等について、リースまたはレンタルで対応できるものは、財産の取得ではなく、極力リース等で対応すること。

⑵　事業の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。

⑶　本業務に係る印刷物その他の版権及び業務において作成したデータ及び作成過程のデータの著作権及び所有権は、甲に帰属するものとする。

⑷　乙は、いわき市個人情報保護条例を遵守し、業務上知りえた個人情報の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

9　財産権の取扱い

乙の委託業務の実施に伴って取得した財産は、原則として甲に帰属するものであるが、次の全ての要件を満たした場合は、甲に申し立てて乙に帰属させることができるものとする。

⑴　財産に関して出願・申請の手続を行う場合、甲に報告すること。

⑵　甲が公共の利益のために要請する場合、甲に対し、当該財産を無償で利用する権利を許諾すること。

⑶　正当な理由なく取得した財産を相当期間活用していない場合、甲の要請に応じて第三者への実施許諾を行うこと。

⑷　乙が財産に関する事業を実施しなくなった場合、当該財産を事業の目的に従い、希望する地域の関係者に譲渡する等、公益かつ公平な取扱を行うこと。

10　暴力団排除条項を確認するための書類

次の書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

⑴　暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

11　その他

本業務の執行に関しては、甲との連絡を密にするなど、緊密な関係を保持するとともに、本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、遅滞なく甲と協議して定めるものとする。